

大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分市路上違反広告物除却推進員制度を創設し、市民と行政が協働して道路上の違反広告物をなくすことにより、良好な都市景観の維持及び向上を図ることを目的とする。

(推進団体)

第2条 市長は、道路上の違反広告物の定期的な除却について自主的に協力を申し出た団体であって違反広告物除却の推進に寄与すると認めるものを、路上違反広告物除却推進団体(以下「推進団体」という。)として認定することができる。

2 推進団体は、第9条第1項に規定する講習を受講した者2名以上をもって構成する。

(推進団体の認定申請)

第3条 推進団体の認定を受けようとする団体は、路上違反広告物除却推進団体認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書面を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 構成員名簿(様式第2号)
- (2) 除却活動計画書(様式第3号)
- (3) 除却活動地域を示す図面
- (4) 除却物の一時保管場所を示す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(推進団体の認定)

第4条 市長は、推進団体の認定したときは、路上違反広告物除却推進団体認定書(様式第4号)を当該推進団体の代表者に交付する。

2 推進団体の認定期間は、2年間とする。

(更新申請)

第5条 推進団体は、認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日の30日前までに市長に申請するものとする。

2 前2条の規定は、推進団体の認定の更新について準用する。

(変更届)

第6条 推進団体は、第3条各号に掲げる事項の内容を変更しようとするときは、路上違反広告物除却推進団体変更届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(廃止届)

第7条 推進団体は、解散し、又はその活動を中止しようとするときは、あらかじめ路上違反広告物除却推進団体廃止届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 推進団体の構成員のうち第 9 条第 1 項に規定する講習を受講した者が 2 名未満となったとき。
- (2) 推進団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) その他推進団体として適当でなくなったと市長が認めるとき。

(推進員の任命等)

第 9 条 市長は、市内に居住又は通勤若しくは通学する 20 歳以上の者のうち、市長が行う違反広告物の除却に関する講習を受講した者であって推進団体の構成員であるものに対し、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 4 項に規定による除却(以下「簡易除却」という。)を行う権限を委任することができる。

2 前項の規定により市長の委任を受けた者(以下「推進員」という。)が行う簡易除却の対象は、大分市屋外広告物条例(平成 8 年大分市条例第 37 号)第 4 条に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しているもののうち、推進団体の除却活動計画書に示された活動地域内に存する物件とする。

3 市長は、前項に定めるもののほか、必要な事項を推進員に委任することができる。

4 市長は、推進員に対し、その身分証明書(様式第 7 号)及び腕章を交付する。

5 推進員は、無報酬のボランティアとする。ただし、本市は、推進員に対し予算の範囲内で違反広告物の除却活動に要する用具の提供並びに違反広告物の除却活動中の事故における傷害等を担保する保険の加入及びその費用負担を行う。

6 推進員への委任期間は、当該推進員が所属する推進団体の認定期間とする。

(委任の取消し)

第 10 条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、推進員への委任を取り消すことができる。

- (1) 推進員から取消しの申し出があったとき。
- (2) 推進員として適当でないと認める行為があったとき。

2 推進員の所属する推進団体の認定がその効力を失ったときは、当該推進員に対する委任は、失効する。

3 推進員が前 2 項の規定によりその身分を失ったときは、前条第 4 項に規定する身分証明書及び腕章を直ちに市長に返却しなければならない。

(推進員の義務等)

第 11 条 推進員は、第 9 条に規定する権限を行使するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 同一の推進団体に所属する推進員 2 名以上で簡易除却を行うこと。
- (2) 身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。
- (3) 日没後は実施しないこと。
- (4) 交通安全に心掛けるなど事故のないようにすること。

(5) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。

(6) 市長の指示に従うこと。

2 推進員は、除却活動中において、違反広告物を掲出した者との争い等の問題が生じた場合は、現場での処理は行わず、市長又は警察に連絡するよう努めるものとする。

3 推進団体は、簡易除却した広告物を本市が引き継ぐまでは、一時保管するものとする。

4 推進団体の代表者は、簡易除却の実施について、路上違反広告物除却報告書(様式第8号)を市長に提出するものとする。なお、報告はファックス又は電子メールにより行うことができる。

5 推進員は、この要綱に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(顕彰)

第 1 2 条 市長は、推進団体の違反屋外広告物除却活動が特に優れていると認められる場合は、当該推進団体を顕彰することができる。

(庶務)

第 1 3 条 大分市路上違反広告物除却推進員制度に関する庶務は、土木建築部土木管理課において処理する。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。